

「京機会 海外へチャレンジ・脇坂基金」に関する覚書

制定：2009年7月17日

改訂：2009年12月1日

改訂：2010年12月1日

改訂：2011年5月23日

本基金600万円は、京機会会員 脇坂 知行氏（1969年卒）の御篤志により創設されたものである。

趣意 京都大学機械系学科は、日本の産業・工業の発展を導いてきた多くの人材を生み出し、今日までの日本の豊かさの礎を築いて来た。しかし、近年は日本の産業を始めとする様々な分野で、停滞状況が広がって来ている。これは、日本人の視野が内向きになっていることや、安定性志向が一因と考えられる。このような状況を打破するため、京都大学機械系学科は、将来の日本を支える人材として、チャレンジング精神かつ国際的視野を持った人材を輩出し続ける責務を負っている。そして、そのことは若い人々の育成に懸かっている。とりわけ、大学院修士課程に在学する学生が、自分の研究成果を海外で発表すること等にチャレンジすることを通じて、世界の様々な国の研究者・技術者がどのような考え方をするかを知り、良い知己を若い内から得ることは、国際的に広い視野を持った人材として成長する上で極めて重要なことである。チャレンジング精神に富む学生が、在学中にそのような機会を得やすいように援助できれば、それは京都大学機械系学科のみならず、日本の発展、延いては世界の人々の幸せに、些かでも寄与できるものと考え、この基金を提案するに至った。

補助金給付実施要項

その詳細を以下のように定める。

1. 本基金は、京都大学大学院 機械系専攻群の研究室に所属する京機会学生会員自身が、修士課程在学中に、国際会議等で初めて研究発表、あるいは国際的なエキジビション等で自分の研究開発成果を初めて展示、もしくは国際的な技術コンペティション等に初めて出場・出品等を行う際に必要な旅費・参加費（登録費）を補助するものである（ただし、これらの国際会議、エキジビション、技術コンペティション等は、海外で開催されるもののみを対象とする。関連して、国内で開催された国際会議やエキジビション等には参加した経験があっても、それらは対象外とみなすので、応募可能とする）。
2. 補助額は1名当たり10万円を上限とし、受給者は原則として、年間6名以内とする。
3. 受給者の選考は、別に定める細則に基づき、京機会幹事会で承認された「京機会海外へチャレンジ・脇坂基金」運営委員会（以下、基金運営委員会）で行う。
4. 本補助制度は、本基金の残額が無くなった時点で終了する。

細則

1. 募集は京機会が年3回行い、それぞれの締切日は3月末・7月末・11月末とする。
原則として以下の締切分ごとに2名以内を選考する。
3月末締切：国際会議等の開催日初日が5月～8月の場合を対象とする。
7月末締切：国際会議等の開催日初日が9月～12月の場合を対象とする。
11月末締切：国際会議等の開催日初日が1月～翌年4月の場合を対象とする。
2. 応募者は、参加する国際会議、エキジビション、技術コンペティション等の詳細の分かる資料、発表予定が見込まれる場合はその予稿、あるいは展示品・コンペティション出場品等の説明資料、旅費予算書（旅程、航空運賃、他の予算での支弁額等詳細がわかる書類。（注）①指導教員が作成すること。②申請時は仮計算書でよいが、採択決定後、出発の1ヶ月前までに事務局へ正式申請書を提出すること。）を添えて、京機会内の基金運営委員会に所定書式で申し込むこと。
3. 上記枠内でできる限り広くかつ公正・公平に配分するため、応募（予定）者は応募の意志をできるだけ早い段階で基金運営委員会に一報するように協力すること。これは、細則第1項で定める年3回の締切りと応募者数の偏りを緩和し、柔軟に対応するためである。
4. 本基金により助成を受けた学生は、帰国後2週間以内に報告書として、発表・出展・出場等に関する英文および和文の概要（図・表・写真付きで、A4サイズ各1頁程度、国際会議等の名称・開催地・会場・期日、参加者の名前を記すこと）、および発表論文（あるいは現地で用いた展示品・コンペティション出場品等の説明資料）を、いずれもPDFファイルで基金運営委員会に提出すること。

経理処理上の細則（2010年2月1日追加制定）

1. 「旅費」の定義を以下のように定める。「旅費」とは、京都大学と開催地の間を往復するための必要最小限の交通費、およびイベントに参加するために必要最小限の宿泊費とする。ただし、何れの場合も学生の立場を踏まえ最大限の節約努力をした実費とする。これらの詳細な見積内容あるいは請求内容は学生から京機会事務局に連絡（正式書類でなくメール本文で可）し、事務局で確認して実際の支給金額を決定し、物理系経理の担当者に経費執行を依頼する。（物理系経理には航空運賃等の正式書類提出は必須。正式書類提出の前に前述の細則2のとおり京機会事務局に必ず事前報告すること。）上記以外の経費、たとえば日当や旅行保険は一切サポートしない。
2. 「参加費（登録費）」については、レセプションやバンケットを含む場合もあるかもしれないが、これについては、レセプションやバンケットを除外した領収書の発行を主催者側に請求するのも煩雑であり、国際的にも見てもわが国だけの異例な状況であるので、差し支えないものとする。

付記

本基金は、財務管理上は脇坂 知行氏が京都大学在職中に委任経理金としておられた費目での取り扱いであるが、その実質的運用を同氏から京機会が託され、代行するものである。